

平成20年3月26日(水)
於：農林水産省7階講堂

食料・農業・農村政策審議会
食糧部会 速記録

目 次

1 . 開会	1
1 . あいさつ	1
1 . 議題	
(1) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針の変更について	3
(2) 麦の需給に関する見通しの策定について	20
(3) 収入減少影響緩和交付金の算定省令の改正について	35
1 . 閉会	41

開 会

野添計画課長補佐 予定の時間がまいりましたので、ただ今から食料・農業・農村政策審議会食糧部会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところをお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の委員の皆様の出席状況でございますが、所用により、神田委員が御欠席でございます。竹内委員は遅れて見えられるようです。

結果、全体の3分の1以上の委員に御出席いただいておりますので、食料・農業・農村政策審議会令第8条の規定により、本部会は成立しております。

それでは、この後の議事進行につきましては、林部会長にお願いしたいと思います。

林部会長 委員の皆様には、年度末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）、そして麦の需給に関する見通し（案）及び収入減少影響緩和交付金の算定省令の改正について、この3点につきましてそれぞれ御審議いただくことにしております。

本部会につきましては、審議会議事規則第3条第2項の規定により、会議は公開することになっております。

また、本部会における皆様の御意見につきましては、議事録としてとりまとめた上、これも公開させていただきますので、よろしく願いいたします。

あいさつ

林部会長 それでは、最初に、開会に際しまして、町田総合食料局長よりごあいさついただきます。

町田総合食料局長 総合食料局長の町田でございます。

食糧部会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず委員の皆様方には、年度末の大変御多忙の中を、本食糧部会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第でございます。

本日は、林部会長からもお話をいただいたとおり、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（案）、麦の需給に関する見通し（案）及び収入減少影響緩和交付金の算定省令の一部改正（案）について御審議をお願いしたいと考えております。

まず米の基本指針についてでございますが、主要食糧法に基づきまして、7月に策定をいたしまして、11月と3月に見直すこととなっております。

今回の基本方針では、米政策改革に関しまして、生産調整の推進状況、消費、流通の状況、輸出入に関する事項などについて整理しております。

次に、麦に関してでございますが、麦の需給見通しにつきましては、主要食糧法の改正により、19年度から新たに策定しているものであります。

この需給見通しでは、国内における麦の消費動向、国内産麦の生産・流通動向、外国産麦の輸入動向などを示し、これらの客観的データから、20年度の麦の全体需給を見通しております。

最後に、収入減少影響緩和交付金の算定省令の一部改正についてでございます。

本対策につきましては、19年産米の価格状況等も踏まえ、19年産で万が一10%を超える収入減少があった場合には、その10%を超える収入減少に対し、農業者からの積立金の拠出なしに国の負担金による補てんが行えるよう算定省令の改正を行うものでございます。

委員の皆様におかれましては、本日も忌憚のない御意見をお聞かせ願えれば幸いです。

以上、簡単でございますが、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

林部会長 ありがとうございました。

それでは、本日の議事の進め方について確認させていただきます。

今、局長もおっしゃいましたが、大切な3つの議事がございます。これにつきましては一つ一つ事務局から説明を受けた後に審議事項について御審議いただきたいと思っております。全部まとめてではなくて個別にやってまいりたいということでもあります。

本日は、盛りだくさんの審議事項となっておりますので、限られた時間内で効率よく議

事を進められるよう、事務局並びに委員各位におかれましては、円滑な進行に御協力いただきたいと思っております。全体といたしましては、12時までには終了させていただきたいということですが、このような進め方でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、そのように進めてまいります。

議 義

(1) 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針の変更について

林部会長 早速ですが、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)につきまして、事務局から資料の説明をお願いいたします。

枝元計画課長 おはようございます。計画課長の枝元でございます。

米につきまして御説明をさせていただきます。

資料1、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(案)ということで、基本指針を年に3回、制定、改定しておりますが、いわゆる3月指針といわれるものでございます。

1枚おめくりいただきまして目次のところでございますが、11月30日にお決めにいただきましたいわゆる11月指針におきまして、お決めにいただきました需要見通し等につきまして大きな変更はございません。そのため3月の指針におきましては、米政策改革の推進につきまして、現在の状況、また輸出入に関する事項ということで整理をさせていただいているところでございます。順次御説明を差し上げたいと思っております。

まず1ページでございますが、米政策改革の推進ということで、1番、当面の生産調整の進め方でございます。

これにつきましては、11月にも御説明いたしました昨年の秋のお米の状況でございますが、右の上でございますとおり、実際のお米の作付面積は減っておりますけれども、生産目標数量、需要の減少ほどに作付面積が減らないということで、表の - 1 の一番右下の数字でございますとおり、いわゆる過剰作付が7万haに及んでいるという状況でございます。

これらもございまして、下の図の - 1 にございますとおり、価格につきましては、昨年の秋、異常なほど下落をしたという状況がございまして、左の文章に書いてございます

が、10月29日、米緊急対策を決定いたしますとともに、10年程度先を見通した地域水田農業のあり方等を検討した上で、20年産以降の生産調整の実効性の確保を目指すということで、当面の生産調整の進め方というものを12月21日、農林水産省農政改革三対策緊急検討本部におきまして決定させていただいたところでございます。

これに基づきまして、現在、20年産米につきまして生産調整の推進をしているところでございます。

2ページがその当面の生産調整の進め方のポイントでございますが、簡潔に御説明いたしますと、非常に大幅に過剰作付になっているという状況を踏まえて、県段階、市町村段階、また、行政、農協系統、集荷販売業界等の関係者がそれぞれ相互に連携して全力をあげようというような基本的な考え方のもと、また、いろいろと排出権取引的なことで御意見等もいただいておりますが、そこまで言えるかどうかは別といたしまして、産地づくり交付金をからめました国が調整の主体となる県間の調整の仕組み、あと新規需要米、エサ米ですとかバイオエタノール米等の新規需要についての生産調整カウントの仕組み、あとコントロールの強化、生産調整実施者のメリットといたしまして、産地づくり交付金に加えまして補正予算の取り組み、あとペナルティの議論、系統の役割等、そういうことを決めたものでございます。

参考資料の方には全文でございますので、後ほど御覧いただければというふうに思っているところでございます。

3ページ以降が20年産米の生産調整のこれまでの動きでございますが、まず(1)が平成20年産米の県別の需要量に関する情報の算定でございます。

これは左の下の方の基本的な考え方、前回、11月の指針でこの考え方を当部会で御決定、御了承をいただきまして、これに基づきまして計算をいたしまして、右の表にございますように、全国計815万トンということで、県別に需要量に関する情報を算定し、面積換算値も合わせてつけまして、12月5日に各都道府県に通知をさせていただいたところでございます。

4ページでございますが、その後、先ほど御説明をいたしました国が調整主体となりまして、都道府県間の調整を行う仕組みというのを今回、設けまして、生産調整を拡大する県、お米の生産を拡大する県、それぞれから御希望をいただきました。その結果といたしまして、右の表 - 3にございますが、目標を削減する県ということで、1県、佐賀県が

7,580トン、面積にいたしますと約1,500haでございますので相当の規模でございます。生産調整を拡大するという意思を御表明されまして、下に載っておる新潟県から山梨県までの7県、米の生産を拡大したいということで、佐賀県につきましてはトン当たり11万円の産地づくり交付金を下の方の県、新潟県等々からの産地交付金、また国で留保しておりました産地づくり交付金を合わせまして、トン当たり11万円、佐賀県の方には交付をし、米の生産を拡大する県につきましては、産地づくり交付金を削減するということをしていただいているところでございます。

2月4日に最終的な調整がなりまして、右の下の方の図、先ほど通知をいたしましたものを、調整の後ということで、再度、都道府県の方に通知をさせていただいたところでございます。

5ページでございますが、生産調整目標達成合意書の締結ということで、12月27日に全国水田農業推進協議会を開催いたしました。

メンバーといたしましては、農協系統から全中さん、あと全農さん、あと集荷団体である全集連さん、あと全国農業会議所さん、担い手という観点で日本農業法人協会さんと全国稲作経営者会議さん、あと卸の全国団体でいらっしゃいます全米販さん、また小売りの全国団体でいらっしゃいます日米連さん、あと農林省ということで構成してございますが、開催いたしまして、関係者の間で生産調整目標達成に向けてあらゆる措置を講ずる等の合意書を締結いたしました。

また、この構成団体に対しまして、それぞれの立場で取組を行っていただくように要請文書を発出いたしますとともに、ほかに関係いたします例えば土地改良ですとか、農薬、農業機械ですとか、登録検査機関ですとか、そのような構成員になっていらっしゃらない、しかしながらお米に関わっているような関係の団体につきましても、生産調整、需給の状況の御説明と、生産調整についての協力依頼、そういうことの文書を発出したところでございます。

また、都道府県段階におきましても、それぞれ各県におきまして、いろんなメンバーは違っておりますけれども、3月24日現在、20府県におきまして生産調整目標の達成合意書というものが結ばれているところでございます。

現在、20年産の作付けを前にいたしまして、生産調整方針作成者から傘下の方針参加、農業者、また参加されてない方々、そういう方々に対して配分、もしくは通知が進められ

ている状況でございます。

以上が生産調整の11月以降の動きでございまして、作付けまで、私どもを含めまして、20年産の生産調整の実効性が確保されますよう、最大限の努力をしてみたいというふうに思っているところでございます。

続きまして6ページでございますが、消費の状況でございます。これは何度も御説明してございますので、状況につきましては、もう簡潔に御説明いたします。

1人当たりの主食用のお米の消費というのは減ってきているということ。その結果といたしまして、右の下の図にございますとおり、ちょっと見にくくて恐縮でございますが、一番下が米でございますけれども、昭和40年度に占めておりました自給率に寄与する米の部分というのが、平成18年度に非常に低くなっているというのがおわかりいただけるというふうに思います。

また、合わせて食生活の変化に伴って、肥満とか生活習慣病等々の問題、そういう問題も出てきているというふうに認識をしているところでございます。

そういう中で7ページでございますが、米の消費拡大の取組ということで、食育基本法の施行等を踏まえまして、食育とも一体的な取組といたしまして、日本型食生活の実践を促進しているところでございます。

一つといたしましては、官民あげまして朝食の欠食の改善を目指した「めざましごはんキャンペーン」ということを右の - 5にあるようなテレビCM、またこれは二次利用も可能ということで、各スーパーさんですとか、いろんなところでお使いいただいておりますが、そういうCMですとか、米飯給食、徐々に上がってきておりますが、下の表の - 4にございますとおり、都道府県によって非常にばらつきがある状況でございます。

また、生活習慣病の予防等々、そのような取組を進めますとともに、20年度におきましては、メディアミックスによります「めざましごはんキャンペーン」の実施、朝ごはんビジネスを支援する事業、米飯学校給食を推進するためのフォーラムですとか、業界とも連携いたしました小学校への出前授業等々、食料自給率向上に関わる戦略的な広報活動とも連携しながら、集中的に実施をしてみたいというふうに考えているところでございます。

続きまして8ページでございますが、これは米の指針という観点から見ますと、この非主食用米の推進ということで、詳しく載せるのは初めてでございますけれども、現在、イ

ンド、中国をはじめとして、非常に経済発展が進み、食料需要、当然ながら国によりまして増えているもの、増えてないもの、いろいろございますけれども、食料需要が増大している。また、世界的なバイオ燃料原料としての穀物の需要が増大している。気候変動の影響等々、中長期的に継続する構造的な要因によりまして、国際の食料需給というのは逼迫傾向にあるのではないかというふうに考えているところでございます。

一方、我が国の主食用米の消費量につきましては、人口の減少、高齢化等により、毎年減少をしているということで、このような状況の中で水田農業の将来展望を拓きまして、国際食料需給の変動に備える、また、連作障害がないという意味でも、非常に優秀な装置でございます水田、そういう機能を維持する。様々な観点から、やはり国内の主食用以外のお米の需要、こういうものに積極的に対応して需給規模を拡大する必要があるのではないかということでございます。

右の図 - 7 にございますが、約 6 割に水稻、水田農地作付けをいたしまして、約 4 割で転作をしてございますが、この転作の部分は毎年拡大していくということになってくると思います。この部分をいかに自給率向上等々のために活用できるかということで、これまでも推進してございます自給率の低い麦、大豆、飼料作物等の生産の促進に加えまして、これらに適さない地域で飼料用米ですとか、パン、麺等の原料米ですとか、バイオエタノール用、また輸出、このような非主食用米の低コスト生産の促進をしていく必要があるのではないかというふうに考えているところでございます。

9 ページ以下、簡単に現状を整理してございます。

が稲発酵粗飼料なり飼料用米でございますが、輸入トウモロコシは価格が非常に高騰している中で、飼料用向けの稲なり米というものが有力な飼料として期待をされている。稲発酵飼料につきましては6,000haまでできておりますが、飼料用米につきましては、まだ286haということで、非常に少ない状況でございます。

このような飼料用需要に応じた低コストで安定的な供給体制の整備をどう図るかということが一つ課題でございます。

あと といまして、パンとか麺等の原料米ということで、いわゆる米粉ということで、最近、いろんなメディア等でも米粉の話が取り上げられるようになってきて注目を浴びておるようでございますけれども、小麦等の穀物価格の高騰に見られるように、世界の穀物需要は逼迫した状況にあるということで、パン用、麺用等の原料としての米粉の利用

というのが注目されているという状況だろうと思います。

現在、米粉の利用に関心を示されます小麦の大手、二次加工業者さん等を対象として意見交換を実施したり、製粉技術を紹介するなど、緒に就いたばかりでございますが、そういう取組をやっているところでございます。

また としてのバイオでございますが、バイオにつきましては、原油価格が高騰しているという中で、いろいろと期待をされているところでございますし、当省といたしましても、他省庁とも連携をしながら、バイオマスの利活用を推進しているということでございまして、右の図にございますような、いろんな取組が始まったところでございます。

お米という観点から見ますと、新潟県新潟市におきまして、バイオエタノール用の原料稲の栽培実証実験として北陸193号の栽培によるバイオエタノールを作る、また、新潟市内のサービスステーションにおきまして、バイオエタノールを使いましたエネルギーを供給するという取組で、現在、バイオ施設の工場を建設している段階という状況になっているところでございます。

それ以外に、当然ながら米以外のいろいろなたん菜、小麦、規格外小麦等々、いろんな取組が始まりつつある状況でございます。

以上が新しい非主食用の動きでございます。

あと10ページ以降が流通の関係でございますが、19年産米につきまして、生産者から単位農協等への出荷数量は511万トンということで、ほぼ去年と同水準ではないかというふうに見ているところでございます。

このうち単位農協から全国出荷団体、全農さんなり、全集連さんへ委託された数量、19年産1月末現在で332万トンということで、18年産米の349万トンを下回る水準ということでございます。

他方、生産者から単位農協等以外へのいわゆる直接販売というものは119万トンということで、18年産米より若干上回る、そのような状況になっているということだろうと思います。

また、11ページの図を見ていただければわかると思いますが、最近、単位農協さんから直接業者さんなり、消費者へ売る、そういう動きが増えてきているということではなからうかというふうに思っているところでございます。

(2)でお米の販売の動向でございますが、全農さん、全集連さんに販売委託されたお

米、2月の販売実績、また、20年2月までの累計としては117.4万トンということで、18年産と比べて販売は非常に好調だというふうに見えるところでございます。

以上、11ページにそれぞれの生産者からどのようなルートを通して消費者に通っているかということ、完璧な数字になれませんが、いろいろな資料を用いておりますのでなりませんが、いろんな傾向がわかると思いますので、また後ほどお目通しいただければと思います。

あと12ページでございますが、これは流通の主体となっておられます卸さんの経営の動向でございますが、全米販さんの方で20年の3月、今月でございますが、「組合員卸をめぐる状況と今後の展開」というのをとりまとめておられます。右の - 10の経営動向の赤字の率、また、経常利益の動向等見ていただきますとおり、非常に米の卸業界をめぐる状況、厳しい状況があるというふうに認識ができるところでございます。

こういう中で今後の展開におきまして、合併ですとか業務提携等も視野に入れた米流通のあり方についての展望というのをお示しされ、それぞれ今、いろいろな積極的な動きをされているというふうに承知をしているところでございます。

また、(5)で消費者の信頼、これは毎回、御説明しているところでございますけれども、やはりコンプライアンス、表示、消費者の信頼なくしてお米の業界も当然ながら生き残ることはできませんので、こういう観点で、農林省といたしましても、19年度には全国で1,800事業者に直接出向きまして、コンプライアンス関係の指導を行いました。また、不適正表示に対する監視・指導も随時実施をしてございます。

また、加工原材料に仕向けられるお米、特にMA米を使用する加工業者に対して、加工受払状況の確認のための抜き打ちの立入等と様々な取組を行い、コンプライアンスの徹底等、適正流通の確保に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

あとは13ページ以降が、以上、述べましたようなお米をめぐる国の支援策を幾つかまとめてございます。

13ページは産地づくり対策ということで、地域水田農業ビジョンを決めていただきまして、それに従って、地域をどうやっていくかということでございますが、14ページを見ていただきますと、表 - 12でございますが、産地づくり交付金を各地域におきまして、その使い道を御自由にお決めいただくということでございますが、表 - 12にございまして、担い手を対象とした交付メニューを設けている地域協議会が徐々に増えてきている

ということで、非常に担い手というものを意識しながら、この産地づくり交付金なり、水田農業ビジョン、そういうものを運営しているという地域が増えてきているということが見てとれると思います。

また20年産に向けまして、 にございますとおり、地域水田農業ビジョンの見直しと、その実現に向けた取組の的確な実施についてという通知を発出いたしまして、10年先を見通し、生産調整の拡大を進める体制の整備、担い手の育成の考え方等との観点から、ビジョンを点検し見直ししていただきたいというようなお願いをしているところでございます。

あと(2)地域水田農業活性化緊急対策でございますが、これは補正予算の方で、20年産の生産調整の拡大分につきまして、補正予算500億円ということで措置したものでございます。来年20年産に向けまして、先ほど申し上げました7万haの過剰作付けに加え、需要減少分3万haの10万haの拡大が必要でございます。

それに対しまして、 、 に5万円、3万円コースなり、いろいろ飼料用米、バイオ米コース、そういうもので緊急一時金ということでやっているものでございます。

16ページは集荷円滑化対策でございますが、これは毎回、御説明してございますが、なかなか集荷された、集荷円滑化ということで現物弁済されたお米がなかなか販売できないという課題があるというのが右に載せてございます。

あと17ページは水田・畑作経営所得安定対策ということで、いわゆる品目横断とっていたものでございます。申請を受付けまして、全国で約7万2,000経営体、認定農業者6万7,000、集落営農5,000経営体から申請がございまして、本対策でカバーする米の作付面積につきましては約44万haということで、水稻作付面積の4分の1をカバーしたということでございます。

また、必要な見直し等の実施をいたしまして、本日の3つ目の議題でございます19年産における10%を超える収入減少があった場合の補てん等々につきましても対応し、右の図 - 14に載っておるような要件、予算の措置、手続等の関係についての見直しにつきまして、関係者にわかりやすく丁寧に説明を行いながら、誤解の解消、対策の普及を図っていききたいというふうに思っているところでございます。

あと18ページは担い手経営革新促進事業ということで、いわゆるゲタなし案件といわれます過去の生産実績がない麦、大豆等を作られる方々に対して支援を強化したという内容でございますが、これらも合わせて生産調整も含め、推進をしていくということになるう

かと思えます。

また、19ページが耕畜連携ということで、いわゆるホールクロップサイレージを中心とした対策でございます。飼料生産収穫用の機械の導入に対する補助ですとか、地域のそういう工夫による上限、1反歩1万3,000円を上限といたします支援等々によりまして、稲発酵粗飼料、わら専用稲については、右の表にございますとおり、成果が出てきているというふうに認識をしているところでございます。

あと20ページが飼料用米導入定着化緊急対策ということで、現在の配合飼料価格の高騰等を踏まえまして、緊急の対策として打ち出したものでございますが、畜産側におきまして、飼料用米を活用した環境体制整備ということが課題でございます。モデル実施を全国的に展開して、機械等の整備を推進するというものでございます。

あと21ページが輸出でございまして、表 - 1 にございますとおり、19年、輸出実績につきましても、輸出総額が約5.3億円ということで、対前年比124%、輸出数量は対前年比97%でございますが、総額については伸びていること、また、中国向けについても暫定的に輸出が開始されまして、現在、北京、上海など主要都市で販売がされているという状況でございます。

最後でございますが、22、23ページ、米の輸入につきましても、右の図にあるとおりでございます。年々M Aの在庫が積み上がってございましたが、平成18年7月以降、輸入年度の古いM A米から順次飼料用に販売を開始いたしまして、18年10月末の在庫189万トンから152万トンに減少をしているところでございます。今後とも飼料用を含め、加工用と新製品開発等と一層の努力をしていきたいということでございます。

あと23ページ、輸入の方針でございますが、20年度の輸入につきましても、W T O農業交渉において、新たな合意ができるまでのアクセス数量は、平成12年度の水準が維持されるというふうに決められてございますので、19年度と同水準の77万玄米トン、また、S B Sにつきましても、予定数量10万トンということで、19年度と変えずに対応したいというふうに考えているところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

林部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明をいただきました基本指針に関しまして、どなたでも結構ですので、御意見あるいは御質問をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

木村委員 この基本指針、今、政府米は緊急対策の結果もあって、上限の100万トン近くまできているということなんですが、これから先を考えると、政府米というのは、今でいえば、来年はこれでおなかいっぱいということなんで、売却ということが恐らくどっかの時点であるというふうに思いますが、そこら辺についてどういうふうなお考えがあるのかということを一つ伺いたい。

それに関連してですが、これは比較的長中期的なものも方向としては入っているのですが、ややちょっと短期的な問題で、米を直接流通で扱っている観点から言いますと、今年、コンビニさんも含めて米飯関係、比較的出荷が順調のような感じがしております。対前年比100以上の数字が今、出てきているように思っているのですが。それと一方で麦の問題、麦価格が上がるということもあって、比較的米の消費の促進ということについては、なんか追い風のような感じも今、受け止めております。この朝ごはんのキャンペーンというのも一つそういうきっかけになったような気もしますし、米粉に対してのいろいろな支援策と申しますが、そういう点も重なって考えてみますと、米全体にとり、ちょっとその消費促進とか、需要拡大というか、そういう局面が来ているような気がして、流通業者としても米の今年販売については、この追い風の中で少し頑張っていきたいという感じがあります。

そういう中で、産地指定と申しますが、そういうトレースのはっきりしたお米を皆さん扱おうという機運が出てきておりますので、一部の銘柄についてはやや不足感が今、出てきているように思います。市中の相場が今、少し上がってきておまして、これは実際に市中の相場が今、上がっても、農家の方にとって直接手取りが上がるということにはならないというふうには思っているのですが、少し早いですけれども、端境期にかけて天候の若干の不順があったり、梅雨明けの遅れがあったりということを見ると、少し流通としても、そこに向けてのお米の確保ということをどうも考えていかざるを得ないかなという状況にあります。

全農さんの方は、十分売り切って今年は何もないというふうな状況というふうに聞いておりますので、この場合、本当にお天気の関係もありますが、端境期にかけて一部の人気の銘柄米については若干棚から品切れの時期も出てくるのではないかという不安も今、必ずしもないとは言いきれませんが。その場合には、消費者の方に御迷惑がかかるということもございまして、この政府米の扱いについては、実は19年産というものも含めて品切れ

が起きないという状況についてのひとつ御配慮が必要ではないか。こんなふうに今、思っております。

林部会長 最後にまとめてお答えいただけますか。個別にお答えいただけますか。

それでは、本件についてお答えいただいて、また、御質問いただきたいと思います。

枝元計画課長 端的に申しまして政府米をどうするかということだろうかと思います。11月の指針で緊急対策も含めて当面の間、販売を凍結するという方針を打ち出させていただきまして、現在、販売をしていない状況でございますけれども、需給なり、価格の動向等々注意深く見ながら慎重に判断していきたいというふうに考えているところでございます。

林部会長 よろしいでしょうか。

ほかに。立花委員から富士委員とまいります。

立花委員 今の計画課長の御説明に関連して二つ、結果的に一つになりますけれども、ちょっと私の希望といいましょうか、お願いといいましょうか、それを申し上げて、あと一つは質問になるのですけれども。

一つは今の御説明の中で、当面の生産調整の進め方のポイントということで、これは2ページ目ですか、このところで、2ページの右側のところの6として目標未達成の都道府県・地域・農業者への対処ということで括弧してペナルティと書いてあるわけですが、これまで生産調整を40年間近く、非常に農業者の方々、行政あるいは自治体も含めて大変な苦勞をして、できるだけそういった強制的、一時的なやり方ではなくて、自主的なといいましょうか、そういったやり方でシフトを展開してきたと思うのですが、また、ここでペナルティということでこういう形が出てきたのですが、緊急避難的な形でいえばやむを得ないという、そういった見方もあるかもしれませんが、やはり私はこういった集団主義的な、集落の力を使って締め上げるといいましょうか、そういった形が、やはり集落の中の人間関係なり、あるいは地域でこういった調整にあたる人たちの心勞といいましょうか、軋轢といいましょうか、そういったことによるマイナスの効果といいましょうか、そのところを決して無視してならないし、やはりこれはいろいろ後々やり方いかんによっては非常に尾を引くことになるのだろうという感じで、私はこの辺が懸念している点がございます。

それに関連して、計画課長の方からも、4ページ目のところで都道府県間の調整スキー

ムということで、排出権売買といいましょうか、そういった言い方を課長はされておられましたけれども、私も数年前からこの生産調整の研究会に参加させていただいたときも、いわゆるCO₂の排出権に関連して、抑制するための仕掛けとして取引権市場といいますか、権利の売買といいましょうか、そういった余り権力主義的なやり方でない、当事者の創意工夫を活かした形でやる方がなんぼかましかなという感じで、数年前の生産調整研究会のときも申し上げて、ちょうど1年ほど前のときも、ここに富士さんがおられますけれども、富士さんが出ておられた会合のときに、私もぜひこういった米の生産数量調整する権利を売買する、そういった市場を作ることを行って、余り強制的でない、一時的なやり方でない、できるだけ自主的に納得できる形で生産調整を進めることで、こういった仕組みをぜひ活用してもらいたいということを上げた記憶があるわけですが、幸いこういったことで佐賀県等の中で出てきたわけで、ぜひこういった生産する権利を売買する取引市場的な、将来、そういった形成も行って、ぜひ大事に育てて、できるだけそういったペナルティなやり方でなくて、こういった自発性、自主性を活かしたやり方に転換するような仕掛けにぜひこの仕組みを大事に育てていっていただきたいなという感じでございます。

以上です。

林部会長 それでは、引き続き富士委員からお願いします。

富士委員 二点ほど意見を述べさせていただきたいと思いますが、一点目は生産調整の点についてであります。まさに主食用の米が減少している中で、米の需給と価格の安定を図るためには、米の計画生産、生産調整が重要だと思っております。

これまでもこの部会でいろいろ御意見がありましたように、面積でいえば5%過剰作付けというか未達成になっていて、地権者レベルでいえば10%の人たちが未実施者ということで、9割、95%はやっているわけですが、そういう意味で、私の認識では、だんだん固定化してきているといたしますが、やる人は引き続ききちんと生産調整をやる、やらない人はやらないという形で固定化しつつあるのではないかという認識を持っております。

そういう意味で、行政の関与といいますか、国、県、市町村の行政の役割というのは極めて大事だと思っております。そういう意味で、今回、昨年11月の米の緊急対策で、行政の積極的な関与が打ち出されたということは極めて高く評価しております。

そういう意味で、20年産の計画生産に向けた取組について、ぜひとも国、県、市町村、行政の関与を引き続き、特に未達成者、未実施者、それから、そういう集荷業者に対する

指導の強化をぜひともよろしくお願ひしたいというのが一点です。

二点目は米の計画生産を達成するための他作物への転換ということですが、麦、大豆というのは畑作系のもので非常に取組が難しいという面もあります。そういう意味で、連作障害を起こさない稲系で生産調整をやっていく。270万haある我が国の水田を有効に利活用するためにも、稲系で転作ができるという意味では、非主食用米のエサ米、それから、米粉、そういったものに対応していく必要があるということで、これもまさに今の世界的な穀物需給の逼迫を背景に、エサ米、ホールクroppサイレージを含めて、そうした稲系による転作の推進ということに力を入れていただいておりますが、課題は二つあると思います。

一つ目は種子なり品種開発の問題です。ホールクroppサイレージも7,000haやっておりますけれども、実際にベコアオバとか特定品種は1,800haぐらいの種子しか供給できない実態がございます。そういう意味で、主食用の種子でエサ米や、ホールクroppサイレージをやっているというような実態でありますので、ホールクroppサイレージなり、エサ米用の特定品種の開発、その種子の供給を大幅に増強するということが課題ではないかと思っております。

二つ目は所得格差といいますか、主食用とエサ用ではかなりの所得格差がございますので、営農上のコスト削減ということは当然やるにしても、その上でのコスト差についての所得格差を支援するということを国としてやっていただくということが極めて大事ではないかと思っておりますので、よろしくお願ひしたい。

林部会長 まず藤岡委員から、続いて福代委員、深川委員というふうに御意見をいただきます。

藤岡委員 今、ちょうど生産調整の意見が出ていますので、私も関連して生産調整にちょっと触れてみたいと思いますが、過去、30数年間もやってきたこの生産調整ですが、ここへ来てちょっと舵を切り直したという感が否めないのではないかと感じております。昨年まで農業者、農業者団体が主体的にやるという方向で進んできた感がありますが、ここへ来てどうしてもそれをせざるを得ない、ペナルティを課しても強権的に発動しなければいけないというところにこの政策が一つの失敗だと私は認めざるを得ないのだと思っております。

ただ、今、世界的に穀物の需給が逼迫してしまっていて、飼料が高騰している。もろもろの

件を考えますと、この20年産というのは非常に転作といいますか、生産調整が一番大事な、これを達成できるかどうか来年度以降の生産調整に大きく関係してくるのではないかと、思いますので、この辺のところのペナルティを課してまでやるという方法、吉と出るか凶と出るかというのは私は非常に注視していかなければいけないと思っています。

あともう一つは集荷円滑化対策というのがありますが、これは作況が100を超えたときに発動されるのだと思っていますが、例えば去年の作況が99で発動できないのですね。米が過剰であっても、集荷円滑化対策が発動できないという、このシステムは、果たしてこれがいいかどうか、もう一回、検証してみる必要があるのではないかと、と思っています。

あとは米の価格センターですが、見ていますと、だんだん上場数量が減ってきて、米の価格センターが果たして機能を果たしているのか。この辺のところはもう一回、検証してみる必要があるのではないかと、と思っています。

以上です。

福代委員 今、生産調整につきましては、富士常務の方からJAグループの考え方とかは申しましたので、重ねては申し上げませんが、ですけれど、やはり先ほどペナルティを課してまでという御意見もございますけれど、正直にやっている生産者にかかってくるわけございまして、やはり他に課さないでできる方法があればそれがベストですけれども、現段階ではペナルティはやはり必要ではないかと考えます。

重ねてお願い申し上げますけれど、やはり行政の関与をJAグループで手の届かないところにはさらに強化していただかないと達成できないのではないかと考えますので、どうぞよろしく願いいたします。

それともう一点、先ほどの米の消費拡大につきまして追い風という御意見がございましたけれど、前回、11月の指針の中では触れてなかった米の消費拡大につきまして、今回、きちんと6、7ページに盛り込んでいただいて、やはり重要性を農水省としても認めながら積極的に展開していただいているということを非常にうれしく思います。

それで私たち生産者も現在、JA女性組織82万いるのですけれど、統一運動といたしまして、具体的に食事のたびに1口余計にごはんを食べれば、それで自給率1%上がるんだよとか、それから、米粉利用につきましても、いろいろ例をあげながら進めているところです。生産者サイドも取組んでおります。

やはりこれを進めるときに、むしろ好み等々の問題もあってなかなかできないという消

費者の方の御意見もあつたりいたしますけれど、やはり学校給食、ミルク給食から始まって、パンに半分強制的といいますか、行われて、そしていつの間にかパン大好き人間になってきているわけです。子供たちは柔軟性がありますから、積極的に学校給食の方にも取り入れていただきたい。これは文科省の方に入ると思うのですけれど、それぞれの市町村の方での強力な取組がないと進まないところですので、この表を見ますと、増えているように書かれておりますけれど、ですけれど実際にはどうでしょうか。これ18年度の平均が週2.9回は、その前の年度と変わってないと思います。

というところもありますので、ぜひこちらの方も積極的に進めていただきます。よろしくお願いいたします。

深川委員 私は不勉強なものですから、素朴な質問で申しわけないのですけれども、結局やはり生産調整していくときに、排出権的な発想にいまひとつなじまない問題というのは、やはりクオリティーの差というのがあるわけですね、CO₂を止める話は、みんなCO₂を限りなくとにかく抑えられればいいわけですが、米の中にはやはりおいしい米もあれば、そうでない米もあって、そういう競争力を強めていただく方向に多分、これまでの大きな流れというのはあったと思うのです。そうすると、やはり多分、あえて作り続けられている方々、新潟をはじめとして、この人たちはやはり自信があるから、私は別にペナルティを払ってもいい、もう作り続けたいという多分満々たる自信のもとにおやりになっていると思うので、この人たちのネガティブ・インセンティブをどうするか、多分一つあると思うのです。

さはさりながら、しかしまじめに生産調整に取り組んでいる人たちのお気持ちというのはやはりあるので、この人たちにどういうポジティブ・インセンティブを与えるかという、そのポジティブとネガティブのバランスを競争力ある農業をつくる、設計するというのに従って、割と柔軟に設計していくことが重要なと思うのです。

そこで一つ質問したいのですけれども、新規需要米のエタノールだとか、飼料とか、これも昨今、価格がものすごく上がっているんで、当然増える余地というのはあると思うのですけれども、その新規需要米についての控除の話というのは参考資料の中にあつたかと思えますけれども、この控除率を適当に調整するとか、そういう柔軟性を取り込んだ考え方というのはあり得るのでしょうか。

つまりひたすら新規需要米が増えたら、そっちも増産し、食料米も増産するというお考

えの方々、食料米を減らして飼料を増やすという人たち、それから、飼料だけを増産したいという人たち、たくさんの考え方があると思うので、どういうふうに設計されているのか、ちょっと御説明してください。

林部会長 大体御意見をいただきましたので、ここでお答えいただきましょうか。

枝元計画課長 ちょっと漏れるかもしれませんが、簡潔にお答えいたします。

生産調整全般の議論に対しましては、11月に御説明いたしましたとおり、ともかく10万haの20年産における拡大、これをやれない限り、本当にいろいろな問題が起こってくるというふうに認識をしてございます。ペナルティにつきましても、それぞれの作物のステージごとに判断をしていくということで、ともかくそういうペナルティということにならないように、ともかく20年産、生産調整というのは当然ながら農家、農業者団体が主体ということは当然のことでございますが、JAだけでやれるわけでもないことも確かで、当然JAさんなり、行政なり、集荷団体さんなり、販売に携わる方々なり、お米に関わっている方々全体がやはり需給をどう考えるのかということ認識し、その方向に向かって行動しない限りできるものではございませんので、それぞれの役割をきちっと果たしていくことだろうというふうに思っております。

また、県間調整につきましましては大事に育てていきたいというふうに思っております。

深川委員の御質問、ちょっと私、十分理解できなかつたのですが、新規需要米につきましては、当然生産調整の一環でございますので、その方における生産調整の割合がございまして、それをどういう作物でやるか、その一つの対応としてエサ米だったり、麦だったりということをするということです。それでも隣の農家の方と例えばその取引をされて、自分はエサ米だけでいく、こっちの人は米を作る、そういう取組なんかも現場では実際に推進をしているということですが、仕組みとして控除率をどうこうというような仕組みにはなっておりません。

ちょっと抜けているかもしれませんが。

林部会長 竹内委員、今井委員の御意見をお聞きして次の議論に進みたいと思います。

竹内委員 あんまり時間をとらないように二点だけ。

一点目は今、御議論になっているような生産調整についての政府の関与の仕方という点については、引き続きいろいろ研究してほしいと思います。今年についてはいろんな事情があつて、ややすれすれ、危なっかしいかなという経験をしたと思います。したがって、

これは中期的な問題として、大きな方向性をしっかり守るということは変わらないと思うのですけれども、研究していったほしいと思います。

それから、二番目は、きょうのメインのテーマではないのですけれども、農林省のいろんな資料の中に、6ページにありますこの食料自給率の数字、これはぜひカロリーベースだけでなく、生産額ベースの表もいつも載せてほしいと思うのです。これはぜひこの部会だけでなく、農林省全体としてぜひそういうふうにやっていただきたいと思います。

今井委員 5ページにあります生産調整目標達成合意書の締結ということなんですけれども、実際、これを12月27日に開いたときに、集まった皆さんが共通認識で生産調整目標を達成するんだという、そういった御意見で一致したのか、それとも反対ではないですけれども御異論なり、それなりの御意見があったのか、そのときの主な御意見、それから、そこで決めたことを末端までどんな形でお伝えするというか、繋いでいくのかという、そんな具体的な話まであったのか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

林部会長 5ページのこの締結について、ちょっとお答えいただけますか。

枝元計画課長 すみません。正確にそのときのことを覚えておりませんが、ここに載っていらっしゃる関係団体の長の方それぞれお見えになりまして、今日、お見えの方も何人がいらっしゃいますけれども、それぞれのお立場で御発言をされましたが、生産調整をやっていかないといけないということについては皆さん、そういう御認識を示されたからこそ合意書ができております。

末端への働きかけについては、ここにございますとおり、各構成団体の方から、それぞれの構成員の方々に、こういう合意書を全国では結びましたよ。そういう通知をしてもらうということと、ぜひ県段階なり、市町村段階でもそういうことをやってほしいということで、市町村段階ではまだ幾つかなんですけれども、県段階では20までやってきている。当然ながらここに載っていらっしゃるようなお米の生産、集荷、販売、あと担い手の方、こういう方々はコアとしてあって、それ以外に土地改良が入っていたりとか、いろんなパターンがございますけれども20まできている。

あと問題は、構成員の方々それぞれがどういうふうを受け止めて、どう行動されるかということについては、各団体の方で、それぞれのお立場、役割に基づいているような推進をされているというふうに思っておりますし、また、どういうことをされているかについては、行政としては当然ながら、また各団体の各構成員の方からお聞きをするということに

なろうかと思えます。

林部会長 よろしいでしょうか。

それでは、これにつきましては、福代委員からは、何としてでもお米の需要を増やすための努力を引き続きやっていただきたい、当然なことでありまして、これにつきましては当然事務局としても、農林水産省全体として取り組むことであり、また、ここでできないことはほかの省庁の協力を得ながらやっていくということで、これは引き続きやっていただきたい。また、私たちもやるということによろしいかと思うのですが、やはり多くの御意見は、生産調整の本当に難しさ、やはり決めたことはきちんと守らなければならない。しかも守っている人から見れば、それを破る人については、やはりおかしいのではないか。そこについて何らかの対応が必要だということは、これは当然なんです、それがお米を作りたい、しかもおいしいお米を作りたいという生産意欲を持っている人のその意欲を損なわないような形でこの約束をきちんと遵守していくという仕組みが、最後に竹内委員がおっしゃったように、まだまだ研究しなければならないところがあるかというふうには思っています。

しかしこれは3月31日までに決めなければなりませんので、いかがでしょうか。この部会は3月31日、もう一回やるわけにまいりませんので、ここでお示しいただいた事務局案に皆さんが了解いただけるかどうかということをお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。了解していただけますでしょうか。引き続きこれは研究、勉強させていただきたいというふうに思いますが、そういうことによろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

林部会長 それでは、どうもありがとうございました。

(2) 麦の需給に関する見通しの策定について

林部会長 それでは、時間が押しておりますけれども、次は麦の需給に関する見直し案について御審議いただきたいと思えます。

これについても事務局から御説明いただきますけれども、平成18年6月の食糧法の改正によって、国内産の麦と、それから、外国産の麦を包括した麦の全体需給の見通しを示すものとして毎年3月31日までに定めることになっております。

それでは、審議をいただく前に、説明をできるだけ簡潔にお願いいたします。

佐々木食糧貿易課長 それでは、食糧貿易課長の佐々木でございます。今、部会長から御紹介いただきました麦の需給に関する見通しの案について御説明させていただきます。資料の2を御覧いただきたいと存じます。

今回の需給見通しにおきましては、昨今よく話題になります国際的な穀物の需給の動向に紙面を多めにさいて背景事情等も含めて御覧いただく形にしております。

開けていただきまして1ページをお願いいたします。

このページでは、麦の主な用途の御紹介をいたしております。

たんぱく質の含有量の多寡によりまして、様々な種類の小麦粉が仕立てられておりまして、この右側の表に書いてありますような幅広い用途に使用されているわけでございます。

主な原料小麦が右端の欄にございまして、輸入されている麦、国内産の麦がどういう用途に使用されているかを御紹介しているところでございます。

2ページでございます。

消費量でございますけれども、小麦、大・はだか麦ともに近年、1人当たりの年間消費量は概ね横ばいで推移しているということでございます。

基本計画におきまして、27年度の望ましい食料消費の姿というものを描いておりますけれども、小麦の場合には概ねそれに沿っておりますし、大・はだか麦におきましても概ねそれに沿った水準ということで推移をいたしております。

3ページ目は、食料消費において麦が占めている割合を御覧いただいております。

1人1日当たりの摂取カロリーの中で麦は12%程度を占めておりまして、その12%のうち、重量ベースで見た国内産の自給率は、小麦で見ますと13%、大・はだか麦では8%ということになっております。

次に4ページでございますけれども、麦製品の生産量の推移を御覧いただいております。

小麦粉の生産量、先ほど申し上げましたように、消費が概ね横ばいでございますので、近年は460万トン程度で安定的に推移しているところでございます。

この小麦粉から、製造されます麺、パン、ビスケット等の傾向を御覧いただくのが右側の表でございまして、麺、パンは近年、減少ぎみで推移をしております。

それから、精麦、麦茶につきましては、年によって、焼酎ブームの影響ですとか、気候の影響等によってふれがございまして、精麦は20万トン程度、麦茶は4万トン台と

いうことで推移をいたしております。

5 ページ目は麦製品の価格動向でございます。

これまで長期間にわたりまして麦製品の価格は横ばいないし下落ということで推移をしてきたわけでございますけれども、昨年の秋以降、政府の売渡価格の引き上げが行われたこと等もございまして、価格の改定が行われ、昨年の年末から上昇が始まっております。

そのほかのコストアップ要因として、食用油とかマーガリンなどのほかの原材料価格の上昇ですとか、エネルギーコストの高騰、包装資材費の高騰、安全・安心を確保するための追加投資などもあるわけでございます。

次に6 ページを御覧いただきたいと思っております。麦製品の輸入動向でございます。

最近、国際相場が大変高騰しております関係で、麦製品の輸入価格も上昇しておりますので、小麦粉調製品等の輸入量は、18年以降減少ぎみで推移しているということでございまして、内外の麦製品の競争力の関係では特段問題が生じていないというような状況でございます。

それから、7 ページは逆に輸出の動向でございます。

加工貿易等で行われているものが大半でございますけれども、輸出相手先の製粉技術の向上ですとか、現地での製造が立ち上がっているといったことなどによりまして、近年は減少傾向にございます。

次の8 ページ、9 ページは製粉企業の状況について御紹介をいたしております。

まず8 ページにおきましては、10年前と比較しまして、どういうふうな生産性の変化が見られるのかについて幾つかの指標を掲げてございます。

もともと生産の集中度ということで申し上げますと、大手4社のトータルの生産シェアが7割を超えるという構造になっていますが、規模別に比較をしてみますと、大手製粉企業におきましては、生産設備の臨海工場への集約化ですとか工場の大規模化、合理化が推進されております。生産性をあらわす指標、例えば1人当たりの生産量なり、1工場当たりの生産量、あるいは稼働率といったことで御覧をいただきますと、明らかに規模の優位性が御覧いただける、そういう形になっております。

一方で、様々な合理化に向けた取組を事例的に御紹介しているものが次の9 ページでございます。

先ほど申し上げました工場の集約化は、内陸工場から臨海部の大型の工場へ集約化する

という方向でございます。一方で品質や安全性の向上を図るための様々な設備の導入等も行われております。

また、業務提携の動き、さらには規模の小さい企業におきましては、機動性の高さ、地域とのつながりを重視して地産地消への積極的な取組なども見られております。

次に10ページからは国内生産の動向の紹介をいたしております。

まず小麦につきましては、19年産の生産量は、右側のグラフでも御覧いただいております。天候が良好であったこともございまして、91万トンの生産量となっております。

銘柄別には、ホクシンとか、それからイワイノダイチ、ふくさやか、さぬきの夢2000といった品質的に評価が高いものに作付け転換が進んでいるという状況でございます。

また、用途の面でも、パン用の新品種も登場しておりまして、用途の広がりも見せつつあるという状況でございます。

一方、大・はだか麦でございますが、19年産は面積的には前年と同程度であったということでございますが、小麦と同じく天候に恵まれまして、生産量が大幅に増加したわけでございます。こちらの方におきましても、品質の高い銘柄への作付け転換の動きが進行しているという状況でございます。

12ページは、27年度の目標として基本計画に掲げておりました課題と現実の実態の動きとの対比を御紹介しております。

麦につきましては、品質を改善していく必要があるという課題と、それから、生産コストを下げっていく必要があるという二つの課題があるわけでございますが、その一つ、まず品質面では、たんぱく質の含有量のばらつきが大きいということが課題となっております。図 - 3にございますように、一番下にありますASWが一定の基準値におさまっているのに対しまして、国内産の麦の場合には、バンドの幅が広いので、これをどうやって狭めていくかについて努力をしていく必要があるということでございます。

それから、コストの面が図 - 4のグラフでございまして、27年度におきまして、3割程度のコスト削減を図るということを目指しているわけでございますけれども、これまでのところでは1割減といったところになっておりまして、今後、一層の生産性の向上が求められているということでございます。

そのために、次の13ページにございますように、産地におきまして協議会が構成されて

おりまして、地域ごとの課題と対応方向を明らかにした産地強化計画を策定して、様々な取組を推進していただいているところでございます。

次に14ページでございますけれども、国内産麦の品質状況でございます。

先ほども申し上げましたように、19年産は天候に恵まれて豊作でございました関係で、農産物検査の結果は1等比率が高い姿となっております。

また、たんぱく質の含有量であるとか、灰分の含有率などによって区分しておりますランク区分の評価におきましても、Aランクに評価されたものが日本麺用では86%ということで、好成績をあげているところでございます。

なお、 の文章に書いてございますように、国内産麦に対する支援対策におきましてもこういうランク区分に対応した形で単価の格差を設定しておりまして、品質のいいもの、生産性のいいものへの生産誘導を図ることとしているところでございます。

その支援策を具体的に御紹介しているのが次の15ページでございます。

にございますように、水田・畑作経営所得安定対策、これまで品目横断と称していた対策でございますけれども、これによりまして、担い手の生産コストと、実際に得られる販売収入との差額を補っていくという支援対策を行っているところでございます。

また、昨年、様々な議論を経まして、近年、単収の向上が著しいそういう先進的な小麦産地に対する追加的な支援対策も決定され、講じようとしていただいております。

にございますように、こういった国が講じております対策のほかに、良品質の麦の生産を誘導するため製粉業界の方の拠出によりまして、生産サイドに対して支援している対策も別途ございます。

それから、16ページ、17ページは、新しい品種開発の状況について御紹介をいたしております。

平成11年度から麦新品種緊急開発プロジェクトが開始されておりました、それ以降、様々な新しい品種が登場をいたしております。

今後、色あいの一層の改善ですとか、あるいは穂発芽耐性、赤かび病抵抗性などの強化を図っていくということ、さらには需要が高まっておりますパン用や大・はだか麦の新しい品種等、需要者ニーズに応じた品種の開発といったことが重点課題でございます。

17ページに導入事例ということで、それぞれの用途の代表的な品種を御紹介しておりますけれども、従来ありました品種の問題点を乗り越えていけるような新品種がそれぞれ登

場してきておりまして、それらへの作付け転換が進行してきているということでございます。

それから、18ページからは麦の需給に関する動向ということで、まずこのページでは、流通の全体像を俯瞰していただくフロー図を御紹介しております。

国内産の麦につきましては、右上の図 - 1 にございますように、民間の当事者間における入札契約に基づいて流通されております。これに対しまして、国内需要量の9割を賄っております輸入麦につきましては、国が一元的に国家貿易によって輸入し、需要者の方々に販売をしているという仕組みになっているわけでございます。

それで19ページ以降は、9割近くを賄っております輸入麦の動向を左右する背景事情について御紹介をいたしております。

国際的な穀物の需給は、のア、イ、ウに書いてございますように、構造的な要因によりまして中長期的に逼迫した状況にあるというように見られております。期末在庫率は、アメリカなどにおきましては戦後最低水準というふうにいわれておりまして、この在庫率が回復するためには、かなりの豊作年が連続いたしませんと成り立ちませんので、こういった逼迫基調は当面続くだろうというふうに見られているわけでございます。

そういった状況を投影いたしまして、次の20ページでございますけれども、穀物の国際価格は、この2年間、右肩上がり一辺倒といって差し支えないような上がり方をしてまいりました。今年に入ってから再三にわたりまして史上最高値を更新するといった動きが出ております。ごく最近、やや値を戻したりはしておりますけれども、先ほど御覧いただいた需給の逼迫度合いからいたしますと、当面、高水準が続くものと見込まれております。

21ページでは輸出規制の状況の御紹介でございます。

こういう国際的に需給がタイトになりますと、やはり自国内の供給を優先するという動きが現実のものとなってくるわけでございます。ここでは7カ国の規制の動きを御紹介しております。方法論は様々でございますが、例えばロシアでは輸出税を課するという方法、ほかに数量規制をかけるといったやり方などもございまして、それぞれ規制が始まり、それがさらに相場の高騰に輪をかけていった側面がございます。さながら穀物の争奪戦が始まっているという状況にあるわけでございます。

22ページを御覧いただきたいと思っております。

そういう状況下ではございますけれども、需要との関係で、必要な麦は我が国として手

これまでずっと年間固定で推移しておりましたので、当面は年2回の価格改定とし、直近8カ月間のコストを織り込んで売渡価格を計算するというルールでやらせていただいております。

実際の売渡価格のこれまでの推移が次の25ページでございまして、表 - 7の銘柄平均の欄を御覧いただきますと、昨年の4月からの売渡価格は、平均で1.3%の引き上げとなりました。これが24年ぶりの引き上げでございました。続きまして昨年の10月からは10%の引き上げ、そしてこの4月からは30%の引き上げとさせていただくことを去る2月に決定したところでございます。

ただ、文章の下のパラグラフを御覧いただきますと、この4月からの価格の改定は、30%の引き上げとさせていただいたわけですがけれども、最も直近月、1月の買付価格のみをもとに試算すると6割高い価格水準が形成されているという現実がございまして、今後の相場の動向等をさらに注視していく必要があるということでございます。

26ページは輸入した麦の販売状況の推移でございます。

製粉業界をはじめとする実需者の方々のニーズに応じまして販売を行ってきているところでございます。

それから、27ページからは国内産麦の流通動向でございます。

国内産の麦につきましては、播種前に契約を締結していただくということで、需要に応じて計画的に生産が行われるように誘導しているところでございます。例年9月ごろに入札が行われまして、年内に契約締結というような運びで流通してきております。

また、生産者、需要者等で構成される民間流通連絡協議会というものがございまして、この場で取引に必要な情報交換、あるいは取引にかかる基本事項についての協議が行われ、取引の仕組みが決定されてきております。

入札の仕組みにつきましては、表 - 11にございますように、播種前の9月ごろに2回、値幅の制限は前年の価格を基準価格に、これのプラス・マイナス7%ということでこれまで実行してきているところでございます。

28ページは、そうして流通している国内産の麦の動向でございますけれども、19年産の麦につきましては、先ほども申し上げました豊作によりまして、87万トン余りが流通をする見込みとなっております。

20年産の麦につきましては、昨年の秋に入札などが行われておりますけれども、数量的

には、小麦については生産サイドが提示した販売予定数量は89万トン、大・はだか麦は12万トンというのに対しまして、購入希望数量がそれぞれ83万トン、20万トンということで、大・はだか麦につきましては需要の方が多けれども、販売の方がなかなかそれに届いていない状況になっているわけでございます。

29ページには、国内産の麦を利用した製品の動向を御紹介しております。安全・安心志向の高まりなどを背景といたしまして、国内産麦を使用しているということを表記されている製品の数が増えてきている状況がおわかりいただけるかと思えます。

また、30ページは国内産麦の価格の動向を御紹介しております。

最下段の Paragraph に書いてございますように、外国産麦の価格が最近、上昇していることと、それから、国内産麦について品質向上への取組がなされてきていることなどによりまして、国内産麦の価格が上がってきているという状況でございます。

31ページに主要な銘柄についてのそれぞれの価格を御紹介しております。

点線で囲んだ枠が輸入麦の売渡価格、この春からの売渡価格を掲げてございますけれども、これと遜色のないような水準のものも登場してきているというところでございます。

以上、申し上げたようなこれまでの動向等を踏まえまして、32ページ、33ページで20年度の麦の需給見通しをとりまとめております。

麦につきましては、国内産で量的に、あるいは質的に満たせない需要分を輸入麦で賄うということが基本でございます。

まず総需要量でございますけれども、 に書いてございますように、近年の平均的な需要量をとるということで、33ページの表 - 3 にございますように、結果といたしましては613万トン、そのうち小麦は574万トン、大・はだか麦は39万トンというふうに見込むことが適当であろうと考えております。

国内産麦の流通量につきましては、20年産麦の作付け見込みが前年よりも面積的には減少しているという動きもございまして、また、昨年が大豊作であったということからしますと、実際上の年度流通量としては小麦では83万トン、大・はだか麦では12万トン程度と見込むことが適当であろうというように考えております。

そして の期末在庫でございますけれども、こちらにつきましては、民間保有分と合わせて様々な状況に対応し得るよう、政府保有分としては需要の1.8カ月分相当の78万トンを計上することといたしております。

この結果、輸入麦につきましては、トータルで526万トン、小麦では499万トン、大・はだか麦では27万トンというふうに見通されるわけでございます。

多少長くなりましたが、以上でございます。

林部会長 ありがとうございます。

それでは、麦の需給に関する見通し案につきまして、御意見、御質問をいただきたいと思えます。

岩崎委員 その前に、誠に申しわけないのですがけれども、この20年度というのは何年何月から何年何月のお話をされているのか、ちょっと確認させていただきたいのですがけれども。

佐々木食糧貿易課長 20年の4月から来年の3月までの1年間でございます。

林部会長 それだけでよろしいですか。

岩崎委員 はい。

青山委員 消費者は大変小麦製品が値上がりして、小麦には敏感になっていると思うのです。国産の小麦が増えれば多分いいなと思っている消費者が多いと思うのです。

12ページの図 - 3のたんぱく含有量の分布状況というのを、昨日も実は事前説明を受けたときに質問させていただいたのですが、A S Wがなぜこういう優れているのかというあたりが、このたんぱく含有量が望むところ、実需者が欲しいというところにしっかりとハマっているということだったと思うのですね。なぜ国産がここになかなか当てはまらないのかという質問をさせていただいたら、オーストラリアは多くを生産して、その中からいいものだけを選抜、選別しているからだとお聞きしました。

これは多分昔から言われていたことだと思えるのですね。ここに来て小麦の国際価格が高かったり、小売価格が高かったりして、本当に本腰で農水省が小麦の生産体制、品種改良をしたり、あるいは技術の向上とか、生産コストの削減とかというのに力を入れ直すという部分がちょっと見えづらかったものですから、それがあのかどうか。もしあるとしたら、どの辺が小麦に対しての生産の見直しをされていらっしゃるのかどうか、もう少しお聞きできればなと思いました。

以上です。

林部会長 ほかにございますか。藤井委員どうぞ。

藤井委員 小麦の製品が非常に値上がりをしているということで、消費者自身にとって

は非常に厳しい価格変動だなというふうに認識をしています。

前回、発言したときに、ぜひマークアップの内容を含めてコミュニケーションをちゃんととれるようにということをお話させていただいて、今回このような資料が出てきて、内容も非常に細かく書いてあって大変いいというふうに評価をしております。また、様々な事業者を含めて御説明にあがっているという話も聞いておりますので、そうしたことは引き続き進めていただきたいというふうに思っております。

ただ、一点だけ、中長期的な視点として、先ほどもありましたように、国内麦が今、こうしたトレンドを見ていると、この内容を見ていると、品質についても、生産コストについても向上しているというふうなお話を伺っていて、さらに生産者の方を含めて引き続き努力をしていただきたいというふうに思っておりますが、外国の国際相場が上がっている中で、国内産麦の価格競争力も一定つきつつある、品質も、生産費も向上しつつあるというふうに考えていきますと、今は大変厳しいというのを理解はしているのですけれども、中長期的にはマークアップの部分がより縮まらないのかというふうに思っている次第です。

25ページを見ると、内麦振興費でやはり1,000億毎年使っているわけであって、価格競争力がつき、かつ生産コストも下がり、集約化が進み、品質も向上していくのであれば、まだこれは収益外コストで赤字でさらに国費を入れている状態なわけですから、なかなかそうはいかないというのは理解はするのですけれども、中長期的には、やはりマークアップを下げて、消費者の購買する価格自身下がっていくという方向にならないかというふうに思っているところです。その辺の御意見を伺いたいと思います。

林部会長 ありがとうございます。立花委員、岩崎委員、順番に。

立花委員 二点ばかり、一つは質問なんですが、先ほど御説明の中で、12ページのところで小麦の全算入生産費ということの推移が出ていまして、皆さん、恐らく疑問に思われたと思うのですけれども、全国100に対して北海道が102から都府県が97ということで、この傾向は基本的に変わらないのですね。

それで北海道の場合には畑作地帯で、あるいは乾燥地帯という感じで、小麦に適地だろうと思うのですけれども、この参考資料を見ていましたら、要するに北海道の場合には、労働時間なんかは本州の半分、それから、収量も非常にいい、なぜ生産費が高いのかというので見てみますと、物財費が本州よりも1万円近く高いのですね。私は日本の農業の生命線、心臓部ともいえる北海道の畑作が、なぜ小麦がこんなに高いのかというのは正直言

うと、私はこれまで不勉強だったのですが、なぜ北海道は、生産性が抜群にいいにもかかわらず、物財費がこんなに高いのかというのがちょっと意味がわからなくて、これはよく勉強の意味で教えていただきたいというのが一つと。

それから、もう一点は、この資料の28ページのところで、表 - 13ということで、国内産麦の販売予定数量及び購入希望数量の推移ということで説明書きを読むと、購入希望数量というのは、実需者がこれだけ買いたいということで、販売予定数量の方は作った農家の方がこれだけ売りたいということでギャップが随分年によってかなり変動があるのです。できるだけこれはならしていった方がいいと思うのですけれども、前段の外国産麦ですと、アメリカ、カナダ、オーストラリアでもいろいろ種類があるということで、日本の場合だけ小麦というと、やはり小麦を買うという製粉会社はないだろうと思うのです。この銘柄のこの麦が欲しいんだということでしょうから、外国産麦と同じように。だから資料としては、こういった需給のミスマッチといいたいまいしょうか、小麦全体トータルでやるよりは、この品種については非常にギャップが大きいとか、この品種についてはそうでないとか、やはりそういうことがわかるようにということからいえば、小麦ということで大括りにしないで、国内産麦について、要するにどこが需給のミスマッチが起こっているのかということをややはりお互い、作る方も、それから買う方もよく理解する意味で、単に一括りで小麦という表示ではなくて、もう少しきめ細かくやった方が、こういった需給のミスマッチの改善につながるのではないかなと思います。

以上です。

林部会長 それでは、岩崎委員、そしてその後、富士委員お願いします。

岩崎委員 私の方からのコメントを申し上げますと、最近はマスメディアで非常に食糧問題が取り上げられるようになりまして、つい先日は、日本が飢え死にするなんというように見出しで「エコノミスト」が取り上げるとか、非常に食糧の供給という点ですか、これに対して関心が高まっていると思うのですね。

その中で、政府の備蓄在庫というのですか、年度末在庫というのは今の1.8カ月でいいのかなのか。これはお米のときにちょっと質問を忘れてましたけれど、お米の政府在庫のあり方も含めまして、政府在庫の量がこれで適切なのかなのかということを一度議論されてはいかがかと思います。

それと国際需給が引き締まるということは、小麦の社会では、今まで買い手市場だった

ものが売り手市場に変わるということでございまして、その中で供給力のあるアメリカを中心とする国際需給に戻ってしまった。アメリカに輸出需要が回帰したということになって、アメリカの需給が引き締まることによりましてシカゴの穀物相場が高騰する。こういうパターンが今できているわけですね。

そうしますと、輸入の多角化だとか、いろんなことを努力されておられると思うのですが、最近の買付実績の方を見ていますと、かなり銘柄を絞られているわけですね。例えばハード系の小麦が窮屈になっているにもかかわらず、ハード・レッド・ウインターの13%の買付けを去年あたりからおやめになっているということになりますと、需給が逼迫する、需給が引き締まる方向になっているときに、窓口を閉めちゃいますと、ますます操作が苦しくなるのではないかなと思うわけですね。だからそれを逆に幅を広げてあげる、大括りで物事を考える、チョイスを広げる方がやりやすいのではないかなという気がいたします。

それと価格の安定をどういうふうに保つかということなんですね。4月から30%の値上げをもうお決めになって、恐らく5月以降は末端に麦価が粉の値段になり、パンの値段、麺の値段になって転嫁していくと思うわけですね。そうしますと、今、議論しているのは、21年3月末の在庫量というのですか、来年1年、この4月からの1年間の需給を考えているわけですから、かれこれ40何%上がる、麦のベースで40何%、粉のベースでは20~30%になるのでしょうか。この影響が消費の方に本当に出るのか。今までどおりの消費量で続くのかどうかというのは一つ大きなポイントだと思うわけですね。

そうして見ますと、今度はお米の方の価格が変わらない。最近は少し上がってきているというお話をお聞きしましたけれど、それで米と麦の消費動向、これらにどういう影響が出てくるのかということで、消費も今までどおりにいけるのかどうなのか、これももう少し詳しく検討されてはいかかかと思えます。

それと最後に、国際価格との問題ですね、国内価格の上限幅は7%になっている。片一方で輸入麦は国際市場にスライドさせるわけで、買付価格の平均値でスライドさせていきますと、今回のように30%上がる。そうしますと、内外価格差のふれが非常に大きくなる。これをどういうふうに調整していくのかというのが少しも見えてこないということなんですね。

そういう意味で、いろんなポイントがございまして、今の時点では需給という観点からは在庫率、これを優先して御検討していただけたらと思えます。

林部会長 それでは、最後に富士委員、中村委員、短くお願いします。

富士委員 二点、意見と質問をさせていただきます。

一点目は価格転嫁の問題であります。こういう事態でありますので、エサの価格も高騰している、食肉とか乳製品業界も同様ですが、価格転嫁できないで、生産者とか、製粉メーカーが泣けばいいというものではありませんので、価格転嫁が適切に進むように政府の方の御支援をよろしくお願ひしたいというのが一点です。

二点目が価格差の問題であります。外麦が8割、国産麦2割ということで、外麦の価格が従来、トン当たり4万から5万というのが今、7万円になっているわけでありまして、そういう意味で、引き続き国産麦はトン当たり4万円という形で播種前の入札、値幅制限7%ということでやっておりますが、この辺の外麦に連動する形で内麦の価格も形成されてきたわけで、こういう価格の実態の中で、内外麦の価格の環境をどのように整理しようと考えているのか、これは質問でございます。

中村委員 現在、穀物相場が高騰していますので、大変クレージーな異常な状況ですので、こういう中で言うのも何なんです。やはり今のような状況になると、国内産小麦の増産ですとか、あるいはいろんなことを言われますけれども、やはり基本的には国内産小麦の品質、さっきたんぱく質の含有量のところの表が出ていましたけれども、非常にふれが国内産小麦は大きい、いろんな意味で。ですから、品質をきちんとするというのと、やはり国際競争力に耐え得るような生産性の向上を図っていく。これは4万円とかというふうに出ていますが、実際には10万円相当のものが補助金として出されているということがあるわけですから、それらも含めて国際競争力に耐え得るような国内産小麦をぜひ行政も御指導いただきたいし、生産者側も御努力をいただきたいというふうなことであります。

林部会長 ありがとうございます。

それでは、今まで出された御意見、あるいは御質問もありましたので、それにお答えいただきたいと思います。

雨宮農産振興課長 生産局農産振興課でございます。

国内麦の生産につきましての御質問が幾つかございましたので簡潔にお答え申し上げます。

国内麦の生産につきましては、先ほどから御指摘いただいている品質の問題、あるいはロットがまだ少ないという問題等で、実需の方からは、品種によりましては、生産計画よ

り少ない要望というミスマッチというものが従来ございまして、これの解消ということが一つの大きな課題でございました。

平成11年以降、国の研究機関等で集中的に麦の品種改良が行われまして、非常に品質的にはA S Wに匹敵する製麺適性というものを目標に品種改良もしてまいりましたし、あるいは収量性、あるいは耐病性というところでもかなりいい品種は出そろってきておりますので、これを全国それぞれの地域特性に合わせて普及をしていくということを現在、取り組んでいるところでございます。特に北海道では今、ホクシンという品種が主力になってございます。このホクシンをさらに超える品種ということで、キタホナミという品種が開発をされておりまして、これは製麺適性、それから色などにつきましてもA S Wに匹敵する、あるいはそれ以上という評価を実需の方からもいただいているところでございます。

さらに品質につきましては、品種とともに栽培技術というものもでございます。これにつきましては、やはり麦につきましては畑作物でありますけれども、特に都府県中心に水田で転作作物として麦が植えられている地域もあるわけございまして、こういう地域の排水対策、あるいは適期播種、適期収穫、こういうものを徹底するというのを各産地で取り組んでいただいております。その取組につきましては、先ほど資料の中でも御紹介をいただきましたように、産地協議会というものをJ A、あるいは県の指導機関、そういうものが中心になって、生産者と一緒になって、いい麦づくりというものを進めているところでございます。

それから、北海道の生産費に関して、一つは生産コストをもっと下げるべきだというお話がございまして、これも品種と、それから栽培技術両輪で今、コスト削減を進めているところでございます。基本計画におきましても、目標年度までにコスト3割削減というのを目指しております。一つは収量ということでございますし、もう一つは汎用機械などを使ってコストを下げっていくということで、現在、これも産地協議会を中心になって新技術なども入れながら取り組んでいるところでございます。

北海道の生産費が高い理由でございまして、これはホクシンという品種の特性もあるかと思いますが、非常に多肥栽培に耐え得る品種でございまして、肥料の使用量が多い、それから、赤かび病に多少弱いという面がございまして、防除の回数が多い。あるいは乾燥調整、要するに北海道においては麦の共同乾燥というのが進んでおりますので、そういうものの利用料というものも含まれているかと思っております。

以上でございます。

佐々木食糧貿易課長 手短にお答え申し上げます。

まず藤井委員からございましたマークアップの今後の考え方でございますけれども、今ほど雨宮の方から申し上げました生産性の向上等を図りながら、中長期的には、支持される額を縮小させていくという方向を目指していくことが基本だろうと思っております。

それから、立花委員からございました販売予定数量と購入希望数量のギャップの関係でございまして、当然銘柄別に数字のやりとりがされているわけでございまして、そのあたりを私どもの方からお示しする資料の中においてもきちんと御覧いただけるような形に今後、工夫していきたいと思っております。

それから、岩崎委員から御指摘がございました在庫の考え方でございますけれども、こういう逼迫基調になりますと、在庫はこれで足りるのかという議論があるのは当然だと思うわけでございますけれども、一方で、次のニュークロップが出てくるまで供給を切らさずにつなぐことができるのかというのがまずもって基本だろうと思っております。切らさないようにするためには、必要量を前倒して買うとか、あるいは先方との間で約束を交わすとか、いろんなやり方があるだろうと思うのですけれども、まずもって供給不安を起こさないように、きちんと次のニュークロップが出回り始めるまでの間の供給量を確保するということを目指していく必要があると思っております。当面の対応については、ほぼ目鼻がついた状況にございます。

それから銘柄を絞ってきているが、今後は逆の方向で考えてはどうかといったこと、輸入の多角化のお話がございました。全く御指摘のとおりでございまして、いざという時に備えまして、様々な水面下での勉強をしていかなければいけないと思っております。製粉業界、商社の方々等のお知恵を借りながら、今、意見交換を始めているところでございます。

それから、価格が上がった場合に消費が今後、どう動いていくのかということでございましたけれども、御指摘のように、今後の動きを注視していかなければいけないテーマであると思っております。ただ、現時点におきましては、なかなか確たる指標も見出しがたいということと、それから、政府売渡価格の引き上げに伴う消費者物価、あるいは家計の支出への影響というものが、例えば消費者物価でいえば0.03%、家計支出でいえば1カ月、1世帯当たりプラス72円というような試算値も一方にございまして、そういったことが今

後、どれぐらいの重みを持っていくのかということをもっと注意深く見ていきたいと思っております。

それから、国内産麦の価格形成のあり方と輸入麦の価格形成のあり方に関しても御質問がございました。富士委員からの御質問とも共通する問題だろうと思えますけれども、国内産麦の取引のあり方について今後どうしていくのかというのは、こういう情勢を目の前にいたしますと、大きな論点であろうと思っております。

その意味で、先ほど資料の中でも御覧いただきました生産者サイド、製粉サイド、それから、私どももオブザーバーとして参加しております民間流通協議会という場がございますので、その場で今後、取引のあり方をどうしていくのか、そのほかの関係も含めまして、様々な議論を、国内産麦の契約、取引のあり方について、今年は議論していかなければいけないと思っております。今後の課題として取組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

林部会長 ありがとうございます。

非常に大変な状況ではございますけれども、質及び価格の両面において、国内産麦が少しでも国際レベルに近づくように今後とも努力をお願いしたいというふうに思います。

本日のメインのテーマは33ページ、平成20年度の見通しのところ、これはこの部会として御了解いただけるかどうかということでございますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

林部会長 それでは、この見通しを御了解いただきました。ありがとうございます。

(3) 収入減少影響緩和交付金の算定省令の改正について

林部会長 それでは、最後の議事になりますけれども、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問のございました「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第4条第2項の金額の算定に関する省令の一部改正について」、大変長いタイトルであります。

これにつきまして事務局から説明を受けた後に御審議いただきたいと思っております。この算定省令の一部改正につきましては、担い手経営安定新法第4条第3項の規定により、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞くことになっておりますが、担い手経営安定新法の

規定に関する事項について審議を行う部会が設置されておりました。このような中で本算定省令の一部改正が19年産米の価格の状況を踏まえた非常に緊急的な対応であることも踏まえ、審議会で別に定めるまでの間、この食糧部会で審議することとなりました。

それでは、高橋経営局長より諮問文書の読み上げを行っていただき、引き続き事務局から資料についての説明をお願いしたいと思います。

高橋経営局長 経営局長の高橋でございます。

お忙しい中、本当にありがとうございます。

ただ今、部会長からも御説明がございましたとおり、昨年4月から、水田・畑作経営所得安定対策、従来、品目横断的経営安定対策という名前と呼んでおりましたが、これをスタートさせたわけであります。

しかしながら、全く新しい制度であったということもございますし、制度スタート時に想定できなかったような問題、あるいはスタート後に問題点が明らかになったようなもの等々が出てまいりました。この結果、昨年の12月に、この品目横断の名称変更も含めまして、本対策について、より地域の実態に即したものとなるよう必要な見直しを決定させていただきました。

今回、御審議いただきますのは、この見直しの中で、収入減少影響緩和対策といたしまして、農業の担い手の収入が平年に比べて減少した際の補てんのあり方について一部内容を変更したいということでございます。

具体的には、19年産についての交付金、これは農家の積立金と国からの交付金という形でセーフティネット的な形でこの補てんが行われるわけでございますが、このうちの国の部分でございます。これにつきまして19年産の価格の状況で、お米の価格の状況等を踏まえ、万が一収入が大幅に減少したような場合、今の制度では10%程度の収入減少ということ想定いたしました補てんのシステムになっておりますけれども、10%を超える可能性があるということで、その際に、国の負担分について、この10%以上の減少にも対応し得るような形で交付をするということにさせていただきたいと思っております。

詳しい内容につきましては経営政策課長の方から御説明いたしますが、お手元の資料の3の中にございます諮問文案につきまして読み上げさせていただきたいと思っております。

諮 問

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第4条第2項の金額の算定に関する省令（平成18年農林水産省令第72号）の一部を改正することについて、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第4条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

林部会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き御説明いただきます。

山口経営政策課長 経営政策課長の山口でございます。

それでは、内容につきまして御説明をさせていただきます。

資料につきましては、今の資料3-1の次に資料3-2というのがございます。これが今回の改正内容を説明した資料でございますが、文章だけが並んでいてわかりにくいかと思しますので、資料3-3のポンチ絵の資料を中心に説明させていただきたいと思っております。

水田・畑作経営所得安定対策、従来、品目横断的経営安定対策と申しておりましたが、この概要につきましては、参考資料として別添でつけさせていただいております。「水田・畑作経営所得安定対策の実施状況」というタイトルになっておりますが、1ページからは、加入等の実施状況について説明をしまして、5ページ以降に、この水田・畑作経営所得安定対策の目的なり、支援対象なりが記載してあります。具体的な支援内容としては、直接支払を行う生産条件不利補正交付金と、収入減少が起きた場合に、その9割を補てんする収入減少影響緩和交付金という形で7ページと8ページに、その支援の概要を記載しております。

今、局長からもお話ししましたように、今回、19年度から制度を導入いたしましたところ、現場等からいろいろと御意見が出ました。それが9ページにございまして、こういっ

たいろんな生産現場からの御意見を踏まえまして、10ページ以降、見直しの概要ということで、見直しを昨年の12月21日の農政改革三対策緊急検討本部決定という形で行ったわけでございます。

その10ページのところには、5番目の収入減少影響緩和対策の充実という内容が今回、お諮りする省令の改正につながるものでございます。

それでは、資料3-3の方で改正内容の説明をさせていただきたいと思います。

資料3-3の1ページを御覧ください。

収入減少影響緩和交付金の金額の算定でございますが、本対策に加入している農業者の当年産の収入額が、過去の平均的な収入であります標準的収入額を下回った場合に国から交付されるというものでございます。

この水色の標準的収入額、これが定まっております、それに対して当年産の収入額、赤色の部分、これが減少している場合、その減少幅について収入差額と書いておりますが、これの9割を補てんするという制度でございます。

補てん財源につきましては、国からの交付金3、農業者からの積立金1、3対1の割合でこの財源が拠出されておるということでございます。

赤い枠で書いておりますけれども、国の交付金の金額につきましては、農業者の積立金の額の3倍ということになっておりますが、この3倍を上限とするということになっております。

今回の19年産の農業者の積立金につきましては、標準的収入額の10%の収入減少が起きた場合に対応し得る額ということで、あらかじめ積立てがなされていたということでございます。

2ページをごらんください。

19年産のお米の価格につきましては、皆様方も御案内のとおり、コメ価格センターにおける入札価格、前年産を大幅に下回る価格水準で入札取引が開始されたというところでございます。昨年の10月末以降の米緊急対策によりまして、米価下落に歯止め傾向が見られまして、特定銘柄による落札価格の影響で、この12月、1月の価格は上昇しているという状況も見られるところでございますが、前年産との比較におきましては、依然として低い水準の銘柄もあるという状況でございます。

このような中で、今後の動向等によっては、農業者の19年産の収入減少が交付金制度の

想定しておりました10%の収入減少を超える事態も想定されるという状況でございます。

このような事態に対しまして、19年産において、万が一収入減少が10%を超えることがあった場合には、その10%を超える収入減少に対しまして、農業者から追加的に積立金を積立てさせることなく、国の負担分相当額について交付金の交付を行う特別な措置を19年産に限って特例として講ずるということが、先ほど申しました12月21日の対策で決定されたところでございます。

具体的には3ページのところに絵がございますけれども、現行の補てんの図を御覧いただければおわかりのように、10%を超える部分については隙間が生ずるおそれがあったということでございます。これにつきまして19年産特例という形で、国の3と書いてある部分に加えて+ という形で追加の補てんがなされるという道を開いたわけでございます。

なお、20年産以降につきましては、この収入減少の幅につきまして、10%を超えた減少にも対応し得るよう、20%までの減少に対応する積立金を一度に積立てることを可能とする措置を講ずることにしておりまして、これによりまして、その隙間が生ずるといっておそれとはなくなるというふうに考えております。

なお、農家の積立金20%ということになりますと負担が大きいというお話もございしますが、これにつきましては、20%まで積立てた後は、その収入減少の幅によりまして補てんがなされない場合がありますし、補てんが少なかった場合、こういった場合の残高については翌年へ繰越すことができるということにしております。

以上のことを省令に規定しておりますのが資料3 - 4の省令案でございます。

これは法令の改正文で非常にわかりにくいと思いますので、3ページの新旧対照表を御覧ください。

今回の改正案は、附則の中に条文を追加するという形にしております。これは恒久的な措置ではございませんで、19年産の特例ということでございますので、附則にこの規定を位置づけております。

具体的には、4ページの方を御覧いただきたいと思いますが、読替後と読替前という形になっております。この第1条でございますけれども、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第4条第1項の交付金の金額は、同項に規定する標準的収入額と同項に規定する前年の収入額との差額の0.9を乗じて得た額に0.75を乗じて得た金額とする」と上の読替後の条文ではなっております。

下の読替前の条文では、その部分に括弧して、「その金額が同項の積立金の額に3を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額とする」と書いてございます。

この括弧書きを削るということが改正内容でございます。

先ほどから申しておりますように、国の交付金については、現行制度では、農家の積立金に対して3倍を限度として出すということになっている、その根拠規定でございまして、これを今回、19年産については特例的に解除するというものでございます。

以上でございます。よろしく御審議をいただきたいと思っております。

林部会長 ありがとうございます。

それでは、予定の時間を過ぎておりますが、非常に大切な御意見、あるいは御質問については受けたいと思っておりますので、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

もし御意見、御質問がないようでしたら、この農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第4条第2項の金額の算定に関する省令の一部改正、これにつきまして適当と認めるという決議をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいですか。

〔「はい」という声あり〕

林部会長 ありがとうございます。

それでは、食糧部会といたしまして、適当と認める旨を決議いたしました。

なお、後ほど食料・農業・農村政策審議会長として私の方から農林水産大臣に答申をいたしますので、その答申案をただいまから事務局から配布させていただきたいと思っております。これはお目通しいただいて、それでよろしいかどうか、最後、おそれいりますが確認させていただきたいと思っております。

農林水産大臣 殿ということで、答申内容は、平成20年3月26日付け19経営第7323号で諮問のあった事項については、下記のとおり答申するということでございます。

いかがでしょうか。これで答申させていただきたいと思っておりますが、ありがとうございます。

それでは、本日の審議事項はすべて終了いたしました。一番最初にも申し上げましたとおり、本日の議事につきましては、議事録として整理して公開することになります。そ

の整理につきましては、私に御一任いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

林部会長 ありがとうございました。

それでは、これで少し遅くなりましたけれども、進行をお返しいたします。

野添計画課長補佐 林部会長、また委員の皆様方、熱心な御議論大変ありがとうございました。

次回の食糧部会につきましては、7月の開催を予定してございますが、具体的な日程につきましては、皆様の御都合をお伺いした上で追って御連絡申し上げたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の食糧部会を終了いたします。長時間にわたりどうもありがとうございました。

閉 会